

議案第 25 号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

(1)・(2) 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物（以下「麻薬原料植物」という。）及び同条第6号に規定する向精神薬

(4) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし（以下「けし」という。）、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしから

(5)～(7) 略

(県の責務)

第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

(1)・(2) 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬

(4) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしから

(5)～(7) 略

(県の責務)

第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 知事は、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 大麻取締法第1条に規定する大麻草の栽培の免許はしない。

(2) 麻薬原料植物の栽培を行おうとする者に対しては、麻薬及び向精神薬取締法第2条第20号に規定する麻薬研究者の免許はしない。

(3) 厚生労働大臣に対するけしの栽培の許可の申請については、許可すべきではない旨の意見を付す。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。